

平成 30 年 4 月 27 日

法務省の名称を不正に使用して、架空の訴訟案件を記載したはがきにより金銭を要求する事案に関する注意喚起

平成 29 年 5 月以降、「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」などの名称で、消費者宅にはがきを送りつけ、最終的に執ようにより金銭を要求する事業者（以下「法務省管轄支局と称する事業者」といいます。）に関する相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁で調査を行ったところ、法務省管轄支局と称する事業者との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（消費者を欺き、又は威迫して困惑させること）を確認したため、消費者庁は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 不正に使用された名称等

名 称	「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」、「法務省管轄支局民事訴訟告知センター」などと記載されており、多くの場合、名称に「法務省管轄支局」が含まれています。
所在地	いずれも不詳

（注 1） 法務省管轄支局と称する事業者と、国の行政機関である法務省とは一切関係がありません。また、法務省の組織には「管轄支局」という名称の部署は存在しません。

2. 具体的な事例の概要

（1） 法務省管轄支局と称する事業者は、消費者宅に架空の民事訴訟案件のことを記載したはがきを送付します。

ア 法務省管轄支局と称する事業者は、

「契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました。このままご連絡なき場合は、原告側の主張が受理され、裁判所の許可を受けて、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえを強制的に執行させて頂きます。」「裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜わっておりますので、職員までお問い合わせ下さい。法務省管轄支局民事訴訟管理センター。」「※取り下げ最終期日 平成〇年〇月〇日」

などと記載したはがきを消費者宅に送付します。

イ 消費者は、はがきを見て、身に覚えはないものの裁判取下げの期限が間近に迫っていると誤認し、不安を覚えて、はがきに「お問い合わせ相談窓口」などとして

記載された電話番号に電話をしてしまいます。

- (2) 法務省管轄支局と称する事業者は、消費者に対し、弁護士会や弁護士のものとする電話番号を教えます。

法務省管轄支局と称する事業者は、電話をかけてきた消費者に対して、「こちらでは詳細は分からぬ。」などと言い、弁護士に問い合わせるよう伝えた上で、弁護士会や弁護士のものとする電話番号を教えます。

- (3) 弁護士と称する者は、電話をしてきた消費者に対し、偽りの説明をします。

ア 消費者が教えられた電話番号に電話をかけると、弁護士と称する者が応対し、消費者に対し、はがきの文面を読み上げるように求めます。

その後、

「示談に持ち込んであげます。その為に着手金が必要です。」

「早く取下げをしないといけません。すぐに裁判所に供託金として10万円を支払って下さい。支払っても後で返金されます。」

「裁判になつてゐるため、内容は開示できません。開示できる方法として供託金10万円を裁判所に納めてください。」

などと告げ、実際には存在していない民事訴訟案件に関する金銭の支払を求めます。

イ 消費者は、後日返金されるのであれば支払った方が良いと考え、支払に応じてします。

- (4) 弁護士と称する者は、消費者に対し、ギフト券での支払を求めます。

弁護士と称する者は、消費者に対し、支払手段として通販サイトのギフト券（注2）をコンビニエンスストアで購入した上でその番号を連絡するよう指示します。

また、弁護士と称する者があらかじめ取得したと思われるチャージタイプのギフト券の代金の支払番号を消費者に伝え、消費者に対し、コンビニエンスストアで当該支払番号に基づいて当該ギフト券の代金を決済代行サービス（注3）を利用して支払うよう指示する場合もあります。

- (5) その後、裁判の相手方と称する者や弁護士と称する者から次々と電話があり、消費者に対して金銭の支払を要求してきます。

裁判の相手方と称する者は、消費者に対し、

「和解できない。ふざけるな。」

「自宅に行くぞ。家族に迷惑がかかるぞ。殺すぞ。」

などと不安をあおり、金銭の支払を要求してきます。

また、弁護士と称する者等も、何かと理由をつけて金銭の支払を要求してきます。

和解に要する費用等と理由をつけて多額の金銭の支払を要求され、消費者が宅配便で現金を送付してしまった事例もあります。

(注2) コンビニエンスストア等で販売されているカード型の金券でプリペイドカード（前払により一定金額の価値を有し、商品やサービスを提供してもらうこ

とができるカード型の金券) の一種であり、ギフトカードともいいます。当該通販サイトの会員になり、ギフト券の裏面に記載されている番号を同サイトに登録することにより、ギフト券の額面金額が使用可能となります。番号さえ分かれば、ギフト券自体がなくても使用することが可能なため、番号だけで転売もされています。

(注3) インターネット通販で購入したギフト券などの代金を、コンビニエンスストアで現金で支払うサービス。

3. 消費者庁が確認した事実

- 法務省管轄支局と称する事業者と、国の行政機関である法務省とは一切関係がありません。法務省においても注意喚起をしています。
(http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00434.html)
- 法務省管轄支局と称する事業者がはがきに記載し、消費者との連絡に使用している電話番号は多数ありますが、消費者庁が調査した限り、それらの電話番号の契約先は、いずれも電話回線転売等を業とする事業者であり、同種の事業者を複数介することにより、電話発信元の正体が分からないようになっていました。また、消費者庁の調査において各電話番号に複数回電話をかけても、使用されていない等の理由により、いずれもつながらない状態でした。
- 消費者庁の調査及び全国の消費生活センター等から報告を受けた事例においては、はがきに記載されていた法務省管轄支局と称する事業者の住所自体が存在せず、また、上記電話番号やギフト券の使用者について消費者庁が調査した限りでは法務省管轄支局と称する事業者の特定につながる情報は得られませんでした。

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- 「法務省管轄支局」と称する事業者の実体はなく、国の行政機関である「法務省」とも一切関係はありません。
訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で直接手渡すことが原則となっており、郵便受けに投げ込まれることはありません。正式な裁判手続の通知がはがきで来ることはないため、法務省などの名称を装い裁判について記載されたはがきは全て詐欺です。一度電話してしまうと、だまされやすい人としてリストに掲載され、何度もターゲットにされる可能性があります。
- 身に覚えのない訴訟案件に関するはがきを受け取った場合は、そのはがきに記載されている電話番号には絶対に電話しないでください。まずは、各地の消費生活センター等（消費者ホットラインの電話番号「188（いやや！）」で最寄りの消費生活センター等につながります。）や警察（#9110）にご相談ください。
消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必

要に応じてあっせんを無料で行っています。

○ 悪質業者は、以下の支払方法を指示します。

- ・ 現金をレターパックや宅配便に入れて送付させます。
- ・ 消費者をコンビニエンスストアに行かせてギフト券を購入させ、そのギフト券に記載された番号を連絡させます。
- ・ 消費者にギフト券の支払番号を伝え、コンビニエンスストアのレジで支払わせます。

いずれも典型的な詐欺の手口で、一旦支払うとお金を取り戻すことは、極めて困難です。これらの支払方法を指示されたら、直ちに消費者ホットラインの電話番号 188 へ相談しましょう。

【参考：本件に関連した消費者庁等による注意喚起情報】

発信者	件名	URL
消費者庁	SMSを用いて未納料金の名目で金銭を支払わせようとする「ヤフー株式会社をかたる架空請求」に関する注意喚起 (平成 29 年 12 月 22 日公表)	http://www.caa.go.jp/caution/phone/pdf/caution_phone_171222_0001.pdf
消費者庁	SMSを用いて有料動画の未納料金の名目で金銭を支払わせようとする「アマゾンジャパン合同会社等をかたる架空請求」に関する注意喚起 (平成 29 年 11 月 14 日公表)	http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_171114_0001.pdf
消費者庁	SMSを用いて有料動画サイトの未払料金などの名目で金銭を支払わせようとする「株式会社 DMM.comをかたる事業者」に関する注意喚起 (平成 29 年 2 月 28 日公表)	http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/170228adjustments_1.pdf
消費者庁	SMSを用いて有料動画の未払料金の名目で金銭を支払わせようとする「ヤフー株式会社をかたる事業者」に関する注意喚起 (平成 28 年 12 月 22 日公表)	http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/161222adjustments_1.pdf
消費者庁	SMSを用いて有料動画の未払料金の名目で金銭を支払わせようとする「株式会社 U-NEXTをかたる事業者」に関する注意喚起 (平成 28 年 7 月 25 日公表)	http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/160725adjustments_2.pdf
消費者庁	SMSを用いて有料動画サイトの未払料金名目等で金銭を支払わせようとする「株式会社 DMM.comをかたる事業者」に関する注意喚起 (平成 28 年 1 月 18 日公表)	http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/160118adjustments_1.pdf
国民生活センター	速報！架空請求の相談が急増しています 一心当たりのないハガキやメール・SMSに反応しないで！－ (平成 30 年 4 月 20 日公表)	http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180420_1.html

発信者	件名	URL
国民生活センター	「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキは無視してください！ (平成 29 年 5 月 1 日公表)	http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170501_1.html
国民生活センター	プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意！！～「購入したカードに記載された番号を教えて」は危ない！～ (平成 27 年 3 月 26 日公表)	http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150326_2.html

- このような取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 **188 (いやや！)**

- ◆ 警察相談専用電話

電話番号 **#9110**

} ※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課財産被害対策室

電話 03-3507-9187

法務省の名称を不正に使用して、架空の訴訟案件を記載したはがきにより金銭を要求する事案に関する注意喚起

下記のようなはがきが多数の消費者に送付されています(名称及び文章はこの限りではありません。)。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(■) ■ 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年10月■日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番■号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-■-■■■■
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)



はがき記載の電話番号に絶対に電話しないでください。

弁護士と称する者等から多額の金銭を要求されます。

法務省が個別の民事訴訟案件に関して消費者にはがきで連絡するようなことはありません。

差出人は、「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」、「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局民間訴訟告知管理センター」などと記載されていますが、これらの団体と法務省とは一切関係がありません。
(法務省ウェブサイトから抜粋)

○少しでも「おかしいな」と思ったら、
消費者ホットライン(188)や警察(#9110)にお電話を!